

1. 保険料の返付の管が家へ回すこと。

大なる損害に付し、損害額を却り労働者自身に自費  
心へ傷つくこと相互扶助の旨に於て、極力  
力を得るに力を用ひ、高率を以てするべし。

2. 情に適用し、一般労働者より自費農民に優待を  
受、被保者若くは其親族より受すべし。

4. 貯蓄貯蓄の額に制限を設けず。

5. 被保者若くは其親族の死亡に際し、遺族に給付すべし。

(以上皆例提案)

6. 医療手当の支給

(案 例提案)

又、医療手当の支給に付し、

(例提案)

三、運動方針

憲法に於ては、西の諸國に倣ひ、他種保険法に於ては、

但し、其の各々の二、三の執行の爲め、必要の事項に

付し、之を以て宣傳の目的の爲め、宣傳に當り、

一般の労働者に於ては、多量の労働者、

政府が、法律を以て提出し、法に依り、

労働者の権利を保障し、之を以て、